

第72号議案

ふじみ野市最上位計画審議会条例等の一部を改正する等の条例

(ふじみ野市最上位計画審議会条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市最上位計画審議会条例(平成18年ふじみ野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「最上位計画」の次に「及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定するふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を加え、「当該」を「これらの」に改める。

(ふじみ野市行政評価外部評価委員会条例の一部改正)

第2条 ふじみ野市行政評価外部評価委員会条例(平成25年ふじみ野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「実施する行政評価」の次に「及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定するふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の進捗管理」を加える。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 総合戦略の成果の検証に関すること。

(ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の廃止)

第3条 ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例(平成27年ふじみ野市条例第20号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員の項を削る。

令和5年8月28日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

総合的な最上位計画の後期基本計画及びふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の統合に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市最上位計画審議会条例等の一部の改正等を行いたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。